

阿賀野市地域公共交通協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、阿賀野市地域公共交通協議会の公印の種類、管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 阿賀野市地域公共交通協議会長之印

(公印のひな型及び寸法)

第3条 公印のひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第4条 事務局長は、公印台帳(様式第1号)を作成し、整理及び保存をしなければならない。

(公印の管理方法)

第5条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得なければならない。

(公印の新調又は廃止)

第7条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

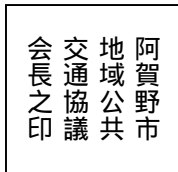
附 則

この規程は、平成21年3月10日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）阿賀野市地域公共交通協議会長之印

寸法 方21mm



様式第1号（第4条関係）

公 印 台 帳

公印名			
新 調	年 月 日	廃 止	年 月 日
理 由		理 由	
印 影		書 体	
		寸 法	